

授業 科目名	民法講座（行政書士・司法書士試験対策）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	開講年次	全学年	単位数	4
サブ タイトル	受験対策の講義で、民法を得意科目にしよう。	担当者	野村 康春		
講義概要	<p><b>【概要】</b> 行政書士試験、司法書士試験における重要科目である民法について、総則から相続まで全体にわたり、試験で出題されやすい項目を絞り、受験対策に特化した解説をしていきます。授業では司法書士試験用教材を使用しますが、行政書士試験の範囲についてももちろん網羅しているので、行政書士試験にも司法書士試験にも対応した授業です。授業では民法の初学者でもわかりやすく基本から丁寧に説明し、併せて教科書掲載の問題も検討していきます。</p> <p>本講座は、特に行政書士試験及び司法書士試験対策に重点を置いて授業を進めますが、こうした資格試験対策の民法の学習は、公務員試験、宅建士試験、司法試験予備試験、法科大学院入試対策にもそのまま活用できます。まずは本講座を履修して、試験対策としての民法学習を始めてみて下さい。</p> <p>なお、本講座は、民法講座（行政書士・司法書士試験対策）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと3つのクラスで民法全体を学習することになりますので、3つのクラスを全て履修下さい。他の授業等の関係で教室での受講ができなくても、本講座では全ての授業を録画しておりオンラインでも視聴できますので、欠席しても全回視聴可能です。また、復習や見直しでも授業録画を視聴できるので、安心して履修して下さい。</p> <p><b>【到達目標】</b> 行政書士試験・司法書士試験で出題される民法について、全体像及び法令用語・条文・判例・学説等の基礎的理解を修得し、基本書（テキスト）精読や過去問演習など、本格的な受験対策へ円滑に移行できるようにすることを到達目標とする。</p>				
履修条件	行政書士試験又は司法書士試験の受験及び合格を強く希望する者。				
教科書・ 参考書	<p><b>【授業で使用する教科書】</b> 伊藤塾（編）『わかる！司法書士 必出 3300 選 ① 民法編』日本経済新聞出版社 ※ 開講時における最新版を使用する。</p>				
授業内容	<p>第01回 制限行為能力者 第02回 不在者財産管理人・失踪宣告・権利能力なき社団 第03回 意思表示（効力の発生、心裡留保、虚偽表示） 第04回 意思表示（錯誤、詐欺・強迫） 第05回 代理総説、代理行為 第06回 無権代理、表見代理 第07回 無効と取消し、条件・期限 第08回 時効総論 第09回 取得時効、消滅時効 第10回 物件総論、不動産物権変動 第11回 不動産物権変動、物件の混同 第12回 占有権 第13回 即時取得、囲繞地通行権、相隣関係、添付 第14回 共有 第15回 用益権、担保物権総説</p>				

	<p>第16回 留置権, 先取特権</p> <p>第17回 質権</p> <p>第18回 抵当権の効力の及ぶ範囲, 物上代位</p> <p>第19回 法定地上権</p> <p>第20回 抵当権設定後の賃借権, 代価弁済・抵当権消滅請求, 抵当権侵害</p> <p>第21回 抵当権の処分等, 共同抵当</p> <p>第22回 譲渡担保</p> <p>第23回 債務不履行</p> <p>第24回 債権者代位権</p> <p>第25回 詐害行為取消権</p> <p>第26回 多数当事者の債権・債務 (連帯債務)</p> <p>第27回 多数当事者の債権・債務 (保証債務)</p> <p>第28回 債権譲渡・債務引受け</p> <p>第29回 弁済</p> <p>第30回 相殺</p> <p>第31回 契約総論</p> <p>第32回 売買</p> <p>第33回 贈与, 消費貸借, 使用貸借</p> <p>第34回 賃貸借 (賃貸人の義務, 賃借権の對抗要件, 賃貸人たる地位の移転)</p> <p>第35回 賃貸借 (賃借権の譲渡・転貸, 敷金)</p> <p>第36回 請負</p> <p>第37回 委任・寄託</p> <p>第38回 組合, 事務管理・不当利得</p> <p>第39回 不法行為①</p> <p>第40回 不法行為②</p> <p>第41回 婚姻</p> <p>第42回 親子</p> <p>第43回 氏, 扶養, 親権</p> <p>第44回 相続人, 相続の承認・放棄, 相続分</p> <p>第45回 遺産分割, 遺言, 遺留分, 配偶者居住権</p>
単位の 認定基準	講座を受講のうえ、試験に合格すること。
その他	<p>行政書士試験及び司法書士試験では、民法の出題に大量の配点されているほか、商法・会社法をはじめ他の法律科目の学習においても、民法の基礎的理解が必要になる場面は多くあります。そこで、行政書士講座、司法書士講座を履修されるみなさんには、受験対策としての民法講義は本講座にて実施することとなります。授業では毎回、全体像及び法令用語・条文・判例・学説等を説明した後に、該当範囲の過去問を必ず紹介し、学習量の膨大な民法だからこそコンパクトに要点を解説し、具体的に「どのような問題を解けるようにするために」「どのような学習をすればよいのか」を明らかにしていきます。</p>